

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

支出元府省	事業名	補助金交付先名	法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
								公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	237,701,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年6月20日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	1,009,086,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年6月28日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	33,050,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年6月30日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後も入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	46,000,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年7月1日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後とも入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	372,249,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年7月5日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後とも入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	10,000,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年7月11日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後とも入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	13,500,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年7月12日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構造物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	286,589,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年7月15日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構造物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	23,000,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年7月19日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構造物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	786,271,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年7月22日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後とも入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	183,554,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成28年12月26日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後とも入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有
総務省	電波遮へい対策事業	公益社団法人移動通信基盤整備協会	2010005005066	100,867,000	一般会計	無線システム普及支援事業費等補助金	平成29年2月16日	公社	国認定	高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされる場所においても携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保するため、国が移動通信用中継施設等の補助を行う必要がある。また、23年度から入札参加資格者の拡充に努めており、当該資格者数は増加している。今後とも入札の透明性、公平性、競争性を促進することにより、より効率的・効果的な支出とする。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。